

指定数量未満の危険物及び指定可燃物

の規制に関する運用基準

浜 松 市 消 防 本 部

指定数量未満の危険物及び指定可燃物の規制に関する運用基準

平成13年 4月 4日 浜消達第 49号

平成14年 7月 4日 浜消達第 96号

平成16年 3月 5日 浜消達第 20号

平成17年11月30日 浜消達第204号

第1 目 的

この基準は、指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵並びに取扱いについて、浜松市火災予防条例（昭和37年浜松市条例第17号。以下「条例」という。）第34条の3に規定する基準の特例を適用する際の指針及びこれらを貯蔵し、又は取り扱う場所に関する取扱を定めることにより、統一的な運用を図ることを目的とする。

第2 危険物の類（消防法（昭和23年法律第186号）別表類別欄に掲げるものをいう。）に関する事項

指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物（以下「少量危険物」という。）を貯蔵し、又は取り扱う場所における危険物の類に関する特例事項は、次のとおりとする。

- 1 第1類又は第6類の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、条例第31条の3の2第1項第1号に規定する壁、柱、床及び天井の材質は、延焼のおそれのある部分（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第6号に規定するものをいう。）以外の部分は、難燃材料を使用することができるものとする。
- 2 第6類の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、条例第31条の3の2第1項第1号に規定する床の材質は、不燃材料以外の当該危険物によって侵されない材料のものを使用することができるものとする。
- 3 危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号。以下「危政令」という。）第2条第7号に規定する危険物以外の危険物は、火災予防上の措置を講じた場合に限り、屋外の場所において容器により貯蔵することができるものとする。

第3 危険物の周囲の状況及び特殊な設備等に関する事項

少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所の周囲の状況及び特殊な設備での取扱い並びに貯蔵し、又は取り扱う危険物の数量の算定に関する特例事項は、次のとおりとする。

- 1 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所（以下「貯蔵取扱場所」という。）が、海、川その他防火上有効な田畑等の空地に面している場合には、条例第31条の3第2項第1号に規定する当該貯蔵取扱場所の周囲に設ける空地の幅に関して短縮することができるものとする。
- 2 次に掲げる機器、装置、車両等（以下「機器等」という。）により危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合には、その場所における危険物の数量から当該機器等の危険物の数量を除外することができるものとする。
 - (1) 変圧器、リアクトル、電圧調整器、油入開閉器及び油入ケーブル並びにこれらの付属装置で、機器の冷却又は絶縁の目的により油を内蔵しているもの
 - (2) 船舶、車両等の船体、車体に燃料タンクが装着されている状態により、展示又は保管されているもの
 - (3) 工作機器又は装置に組み込まれた合成樹脂製容器（カップ）等で潤滑等の目的により、10リットル以下の油を収納しているもの
- 3 共同住宅等の管理権限が異なる場所においては、暖房又は調理の用に供する器具等の燃料として容器により貯蔵し、又は取り扱う危険物の数量の算定は、当該場所ごととすることができるものとする。
- 4 ボイラー、バーナー等の危険物消費設備とサービスタンク等の危険物貯蔵設備が配管で接続されている貯蔵取扱場所の危険物の数量は、当該危険物消費設備又は危険物貯蔵設備のうち、大なる方の危険物の数量とすることができるものとする。
- 5 潤滑油循環設備、熱媒体油循環設備等の配管及び附属機器で危険物が循環する場所の危険物の数量は、当該配管等の瞬間最大停滞量により算定することができるものとする。
- 6 危険物をタンク（地下タンク及び移動タンクを除く。）により貯蔵し、又は取り扱う場合は、タンクの戻り配管の取付位置、液面制御装置等による最高液面から算出する容量をもって条例第31条の4第2項第1号に規定する容量とすることができるものとする。

る。

ただし、この方法を用いることができるタンクは、当該方法により算出するタンク容量が少量危険物の数量となるタンクに限り適用する。

7 床面積が10平方メートル以下の小規模な独立した専用の建築物（以下「専用棟」という。）においては、当該建築物の出入口の扉を開けることにより危険物を貯蔵し、又は取り扱うのに必要な採光が確保できる場合（日没後における危険物の取扱いがないものに限る。）には、条例第31条の3の2第1項第5号に規定する採光の設備を設けないことができるものとする。

8 密栓された金属製容器によりガソリン等を貯蔵する専用棟の防災倉庫等（壁、柱、床及び天井が不燃材料で造られているものに限る。）においては、点検維持のための取扱い以外の取扱いがない場合には、条例第31条の3の2第1項第6号に規定する可燃性蒸気を排出するための設備を設けないことができるものとする。

9 浜松市火災予防規則（昭和61年浜松市規則第51号）第12条第2項に規定する流出止めとタンク側板との離隔距離は、タンクの側板から液圧により噴出する危険物が当該流出止めを飛び超えて飛散しないよう防油堤を高く設定する、返し板の設置をする等の措置を講じた場合は、短縮することができるものとする。

ただし、この場合には、短縮する側に係るタンク外面の点検ができる最小限の空間を保有しなければならない。

10 条例第31条の2第2項第1号ア及びイに規定する標識等の設置については、次により行うことができるものとする。

(1) 屋外タンク及び移動タンクに係る「類、品名及び最大数量」の標識は、当該タンクの外面に直接記載することができること。

(2) 貯蔵し、又は取り扱う危険物が、ガソリン、灯油、軽油及び重油の場合には、当該品目を記載することにより類及び品名の表示に替えることができること。

(3) 条例第31の4第2項第10号に規定する一の流出防止措置（防油堤）内に複数の屋外タンクを設置しているもの（以下「屋外タンク群」という。）に係る「危険物を貯蔵し、又は取り扱っている旨」の標識及び「防火に関し必要な事項」の掲示板については、当該屋外タンク群に一括して設けることができること。

11 危政令第13条第2項第1号イ又は同号ロに規定する方法により地下タンクを設置

しているものは、条例第31条の5第2項第7号の規定は適用しないことができるものとする。

- 12 危険物を貯蔵し、又は取り扱う床が当該建築物の強度上又は設備等の設置上支障となる場合には、流出防止用の槽若しくは囲いを設けるか、又は危険物吸着材を常備することにより、条例第31条の3の2第1項第3号後段に規定する、傾斜及びためますの設置については適用しないことができるものとする。
- 13 危険物を可燃性固体類及び可燃性液体類（以下「可燃性固体類等」という。）と同一場所で貯蔵する場合は、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号。以下「危規則」という。）第38条の4の規定（相互に1メートル以上の間隔を置く規定は除く。）の例により貯蔵することができる。

第4 少量危険物の場所に関する取扱い

- 1 屋内に空地を設ける貯蔵取扱場所においては、次の各号に掲げる条件のすべてに適合する場合には、条例第31条の3の2第1項第1号の規定（壁及び柱に係る部分に限る。）及び第2号の規定は適用しないことができるものとし、かつ、適合する当該場所は、一の貯蔵取扱場所として扱うものとする。（1-1図から1-3図関係）

(1) 危険物は、引火点40度以上の危険物（当該引火点以上での取り扱いがないものに限る。）及び不燃性の危険物であること。

ただし、これ以外の危険物をその可燃性蒸気又は可燃性微粉が滞留し、爆発するおそれのない構造の設備により貯蔵し、又は取り扱う場合にはこの限りでない。

(2) 取り扱う設備（以下「取扱設備」という。）は、次に掲げるものであること。

ア ボイラー、バーナー等の消費設備

イ 発電設備

ウ 塗装設備（塗装機器と塗装ブースからなるものをいう。ただし、塗装ブースが第4の2に規定する区画となるものは除く。）

エ 印刷、塗布設備

オ 焼入れ設備

- カ 放電加工設備
- キ 油圧、切削加工設備
- ク 潤滑油循環設備
- ケ その他これらに類する設備

(3) 取扱設備（危険物を移送するための配管を除く。）の周囲には、危政令第9条第2項に規定する高引火点危険物（100度未満の温度で取り扱うものに限る。）及び不燃性の危険物は幅1メートル以上、その他の危険物は幅3メートル以上の空地（以下「屋内空地」という。）を保有すること。

また、当該屋内空地は、他の取扱設備に係る屋内空地と兼ねることはできないこと。

(4) 屋内空地の範囲は、容易に消えない白線等で床面に明示すること。

また、当該空地の部分は、条例第31条の3の2第1項第1号及び第3号前段に規定する床の材料及び構造とするとともに、同項第3号の後段に規定する適当な傾斜及びためますの流出防止措置は、当該空地及び空地の外側には設けないこと。

(5) 建築物の壁、柱により屋内空地が保有できないときは、当該壁（出入口以外の開口部を有しないものに限る。）及び柱を耐火構造とすることにより、屋内空地の幅を当該耐火構造の壁及び柱までの距離とすることができること。

出入口においては、特定防火設備のうち、防火戸とし、随時開けることができる自動閉鎖式のもの（以下「特定自閉防火戸」という。）とすること。

(6) 貯蔵取扱場所の範囲は、当該設備から屋内空地の幅までの床面から上部に及ぶ空間とし、その空間に接する屋根、天井又は上階の床は条例第31条の3の2第1項第1号に規定する天井の材料又は構造とすること。

2 屋内に防火上有効な区画を設ける貯蔵取扱場所においては、次の各号に掲げる条件のすべてに適合する場合には、条例第31条の3の2第1項第1号及び第2号の規定は適用しないことができるものとし、かつ、適合する当該場所は、一の貯蔵取扱場所として扱うものとする。（2-1図から2-3図関係）

(1) 危険物は、取扱設備（塗装設備においては、塗装機器とする。）のほか、容器及びタンクにより貯蔵し、又は取り扱うこと。

(2) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所が、出入口以外の開口部を有しない不燃材料の壁、柱、床又は天井により他の部分と区画すること。

また、当該場所を隣接して設ける場合には、開口部のない耐火構造の床又は壁によ

り隣接する他の貯蔵取扱場所と区画すること。

(3) 出入口は、防火設備のうち、防火戸（以下「防火戸」という。）とし、第4の1(1)に規定する危険物以外の危険物の貯蔵取扱場所及び同1(2)後段に規定する貯蔵取扱場所に設けるものは、特定自閉防火戸とすること。

(4) その他タンクにあっては、条例第31条の4に適合すること。

3 ボイラー、バーナー等の危険物消費設備とサービスタンク等の危険物貯蔵設備が配管で接続されている形態（これらの設備は、それぞれが少量危険物の数量であるものに限る。）より危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、次の各号に掲げるところにより一の貯蔵取扱場所として扱うものとする。（3-1図から3-3図関係）

(1) 危険物消費設備及び危険物貯蔵設備を一の室に設置する場合は、当該室が一の貯蔵取扱場所となること。

(2) 危険物消費設備及び危険物貯蔵設備を隣接する室にそれぞれ設置する場合は、当該2室が一の貯蔵取扱場所となること。

また、これらの設備を隣接しない室にそれぞれ設置する場合には、当該2室はそれぞれが一の貯蔵取扱場所となること。

(3) 条例第31条の3の基準により屋外に設置する危険物消費設備及び危険物貯蔵設備については、同項第1号に規定する空地又は同項第2号に規定する囲い等を連続し、又は共用して設ける場合には、当該連続する空地又は共用する囲い等の部分が一の貯蔵取扱場所となること。

4 放電加工機による貯蔵取扱場所において、次の各号に掲げる条件のすべてに適合する場合には、条例第31条の3の2第1項第1号の規定（壁及び柱に係る部分に限る。）及び第2号の規定は適用しないことができるものとし、かつ、適合する当該場所は、一の貯蔵取扱場所として扱うものとする。（4-1図関係）

(1) 使用する加工液は、引火点70度以上の危険物であること。

(2) 放電加工機は、危険物保安技術協会（消防法第16条の10に規定する法人をいう。）の行う型式試験確認に適合しているもの又は条例第10条の2第1項の規定に適合しているものであること。

(3) 放電加工機（危険物を移送するための配管を除く。）の周囲には、幅1メートル以上の屋内空地进行を保有すること。

(4) 建築物の壁及び柱により屋内空地进行が保有できないときは、当該壁（出入口又は窓がある場合は防火戸とすること。）及び柱を不燃材料とすることにより、屋内空地进行の幅を当該不燃材料の壁及び柱までの距離とすることができること。

ただし、当該距離は、0.5メートル未満とすることはできない。

(5) その他第4の1(4)及び(6)に掲げる基準に適合すること。

(6) 当該基準により設置する貯蔵取扱場所の数は、建築物内において一とすること。

(7) 建物、危険物及び電気の火災に適合する第5種小型消火器を2本以上設けること。

5 ドライクリーニングによる貯蔵取扱場所においては、次の各号に掲げる条件のすべてに適合する場合には、条例第31条の3の2第1項第1号の規定（壁及び柱に係る部分に限る。）及び第2号の規定は適用しないことができるものとし、かつ、適合する当該場所は、一の貯蔵取扱場所として扱うものとする。（5-1図関係）

(1) 危険物は、引火点40度以上の危険物であること。

(2) 使用する危険物は、金属製収納庫（収納庫には、容器からこぼれた危険物が当該収納庫外に流出しない措置を講じたものに限る。）に密栓して容器で貯蔵すること。

(3) 第4の5(2)の金属製収納庫及び洗濯機器（危険物を移送するための配管を除く。）の周囲には、幅1メートル以上の屋内空地进行を保有すること。

(4) その他第4の4(4)から(7)に掲げる基準に適合すること。

6 建築物の屋上に空地进行を設ける貯蔵取扱場所においては、次の各号に掲げる条件のすべてに適合する場合には、条例第31条の3の2の規定は適用しないことができるものとし、かつ、適合する当該場所は、一の貯蔵取扱場所として扱うものとする。（6-1図から6-2図関係）

(1) 貯蔵取扱場所は、建築物の高さ3.1メートルを超える部分には設けないこと。

(2) 危険物は、引火点40度以上の危険物(当該引火点以上での取り扱いがないものに限る。)であること。

(3) 貯蔵し、又は取り扱う設備(以下「設備」という。)は、次に掲げるものであること。

ア 発電設備、ボイラー、バーナー等の消費設備(以下「発電設備等」という。)

イ 上記アへ危険物を供給する燃料タンク、タンク等の貯蔵設備(以下「貯蔵設備」という。)

(4) 設備は、壁、柱、床、はり及び屋根が耐火構造である建築物の屋上に固定すること。

(5) 発電設備等(危険物を移送するための配管を除く。)は、次によること。

ア 発電設備等は、キュービクル(鋼板で造られた外箱をいう。)に収納するものとし、当該キュービクルの周囲には、危険物の流出防止のため高さ0.15メートル以上の囲いを設け、かつ、ためます又は油分離槽を設けること。

ただし、当該キュービクル自体の敷居高等により同等の流出防止が図られる構造の場合には、上記の囲い又は油分離槽は設けないことができる。

イ 発電設備等は、点検のできる空間を確保してキュービクル内に設置すること。

ウ キュービクルの内部には、危険物を取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備又は機器を設けること。

エ キュービクルの周囲(危険物を移送するための配管を除く。)には、幅1メートル以上の空地(以下「屋上空地」という。)を保有すること。

ただし、屋上空地が、建築物の壁及び柱により保有できないときは、当該壁(特定自閉防火戸以外の開口部を有しないものに限る。)及び柱を耐火構造とすることにより、屋上空地の幅を当該耐火構造の壁及び柱までの距離とすることができる。

(6) 貯蔵設備は、次によること。

ア 燃料タンク(当該燃料タンクの容量は、収納する危険物の指定数量の5分の1未満の容量のものに限る。以下同じ)は、条例第3条第1項第17号(才及びスの規定を除く。)の基準及び配管にあっては条例第31条の2第2項第9号の基準に適合すること。

また、燃料タンクは、第4の6(5)アに規定するキュービクル内に設けることができること。

イ タンクは、条例第31条の4(第2項第10号の規定を除く。)の基準に適合すること。

ウ 貯蔵設備の周囲には、幅 1メートル以上の屋上空地を保有すること。

エ 貯蔵設備には、危険物の流出防止のため、貯蔵する危険物の全数量を収納できる容量以上の不燃性の材料で造った防油堤を設けること。

ただし、キュービクル内に設ける燃料タンクは除く。

オ エの防油堤には、水抜き管を設けること。

7 屋外タンク群により危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、次の各号に掲げるところにより当該一の屋外タンクを一の貯蔵取扱場所とすることができるものとする。(7-1図から7-2図関係)

(1) 屋外タンク(危険物を移送するための配管を除く。)の周囲には、条例第31条の3第2項第1号に規定する空地进行を保有すること。

また、指定数量の2分の1未満の屋外タンクには、タンク外面の点検ができるように周囲0.5メートルの空地进行を保有すること。

(2) 第4の7(1)の空地进行又は空地进行は、他の屋外タンクに係るものと兼ねることができること。

(3) 一の流出防止措置(防油堤)内に設置できる屋外タンクの容量の合計は、1万リットル以下とすること。

(4) 流出防止措置(防油堤)には、当該流出防止措置(防油堤)を貫通して配管を設けないこと。

ただし、当該流出防止措置(防油堤)に損傷を与えないよう必要な措置を講じた場合は、この限りでない。

第5 危険物の数量

第4各項に規定する一の貯蔵取扱場所が、一の建築物に他の貯蔵取扱場所と設置される場合又は屋外タンク群により貯蔵し、若しくは取り扱う場合には、消防法第10条第2項に規定する「同一の場所で貯蔵し、又は取り扱う場合」に該当しないものとし、当該一の貯蔵取扱場所に係る危険物の数量は、他の貯蔵取扱場所の数量と合算しないことができる。

第6 指定可燃物の品名に関する事項

- 1 鉄メされた羊毛（圧縮した原毛の入った麻袋を針金で締め、圧縮した状態のまま流通しているものをいう。）は、綿花類に該当しないものとする。
- 2 水で浸漬された廃材及びおがくずで軽く圧して水分の付着するものは、木くずに該当しないものとする。
- 3 丸太（電柱及び建築用足場に使用するものは除く。）は、木材加工品に該当しないものとする。
- 4 綿花類、ぼろ及び紙くず、糸類は、「45度傾斜バスケット法燃焼試験（別添1）」による所定の試験結果により不燃性又は難燃性が確認された場合は、それぞれの品名に該当しないものとする。
- 5 合成樹脂類は、「酸素指数法による高分子材料の燃焼試験法（JIS K7201）」による酸素指数26以上のものは、不燃性又は難燃性を有するものとし、合成樹脂類に該当しないものとする。
- 6 指定可燃物の異なる品名等で造られている製品等は、次により取り扱うものとする。
 - (1) 指定可燃物の異なる品名で造られている製品等は、当該品名に係る「数量」の単位（キログラム又は立方メートルをいう。）の重量又は容積百分率により、製品等の50パーセント以上を占める方の指定可燃物の品名に該当すること。
 - (2) 指定可燃物の品名に該当する物品と該当しない物品で造られている製品等は、当該品名に係る「数量」の単位の重量又は容積百分率により、品名に該当する物品が製品等の50パーセント以上を占める場合には、指定可燃物の品名に該当すること。

第7 指定可燃物の周囲の状況又は特殊な設備等に関する事項

- 1 次に掲げる場所又は類似した形態による場合は、指定可燃物の貯蔵及び取扱いに該当しないものとする。
 - (1) 水中に貯蔵している木材加工品

- (2) 事務所、ホテル、学校等で日常的に使用されているソファ、ベッド、椅子、机等の木材加工品及び合成樹脂類
- (3) 倉庫等の保温保冷の断熱材として使用する合成樹脂類
- (4) 百貨店等のショーウィンドウで陳列、展示されているもの
- (5) 建築現場、道路工事現場で施工されている断熱材、道路の舗装材等
- (6) 搬送用として使用（搬送品が収納されているものに限る。）されているビールケース、パレット等の合成樹脂類

2 条例第33条第2項第1号に規定する指定数量の5分の1以上指定数量未満の動植物油類の屋外タンクに係る空地は、防火上有効な塀に面する側のほか、開口部のない耐火構造の壁又は不燃材料で造った壁に面するときは、設けないことができるものとする。

3 条例別表第7に定める数量の20倍未満の可燃性固体類等を、一の建築物内において空地を設けて貯蔵し、又は取り扱う場所については、次の各号に掲げるすべての条件に適合する場合、条例第31条の3の2第1項第1号（壁及び柱に係る部分に限る。）及び同条第1項第2号の規定は、準用しないことができるものとする。

(1) 貯蔵し、又は取り扱う場所の範囲は、貯蔵し、又は取り扱う部分から保有する空地の幅までの床面より上部に及び空間とし、その空間に接する屋根、天井又は上階の床を条例第31条の3の2第1項第1号に規定する天井の材料又は構造とすること。

(2) 貯蔵し、又は取り扱う部分の周囲には、幅1メートル以上の空地を保有すること。
この場合に保有する空地の床は、条例第31条の3の2第1項第1号及び第3号前段に規定する材料及び構造とするとともに、同項第3号の後段に規定する適当な傾斜及びためますの流出防止措置は、当該空地及び空地の外側には設けないこと。

(3) 建築物の壁、柱等により空地が保有できないときは、当該壁、柱等を条例第31条の3の2第1項第1号及び第2号に規定する材料及び構造とすることにより、空地の幅を当該壁、柱等までの距離とすること。

(4) 保有する空地の範囲は、容易に消えない白線等で床面に明示すること。

ただし、空地の範囲をその他の方法で明確にし確保する場合には、この限りでない。

4 可燃性固体類等を一の建築物内で貯蔵し、又は取り扱う場合の数量（倍数）の算定については、次の各号に掲げるすべての条件に適合する貯蔵し、又は取り扱う場所は、当該場所ごとに数量（倍数）を算定することができる。

(1) 貯蔵し、又は取り扱う場所は、条例第31条3の2（条例別表第7に定める数量の20倍未満に限る。）又は条例第33条第2項第2号の技術上の基準に適合すること。

(2) 複数の貯蔵し、又は取り扱う場所（一の建築物内の数量の合計が条例別表第7に定める数量の750倍以上に限る。）において、当該場所の壁、床又は天井が相互に兼用する場合には、その壁、床又は天井を開口部の有しない耐火構造とすること。

5 可燃性液体類を貯蔵し、又は取り扱う床が当該建築物の強度上又は設備等の設置上支障となる場合には、流出防止用の槽若しくは囲いを設けるか、又は危険物吸着材を常備することにより、条例第31条の3の2第1項第3号の後段に規定する傾斜及びためますの設置については、準用しないことができるものとする。

第8 指定数量の5分の1未満の危険物（以下「微量危険物」という。）に関する事項

1 一の建築物に複数の微量危険物が存在し、その危険物の数量の合計が指定数量の5分の1以上（第4に規定する少量危険物の貯蔵取扱場所の数量は除く。）となる場合に、当該建築物の個々の微量危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所が、次の各号に掲げる条件のすべてに適合するときは、当該個々の微量危険物の場所を一の貯蔵取扱場所として扱い、当該場所ごとに危険物の数量を算定することができる。

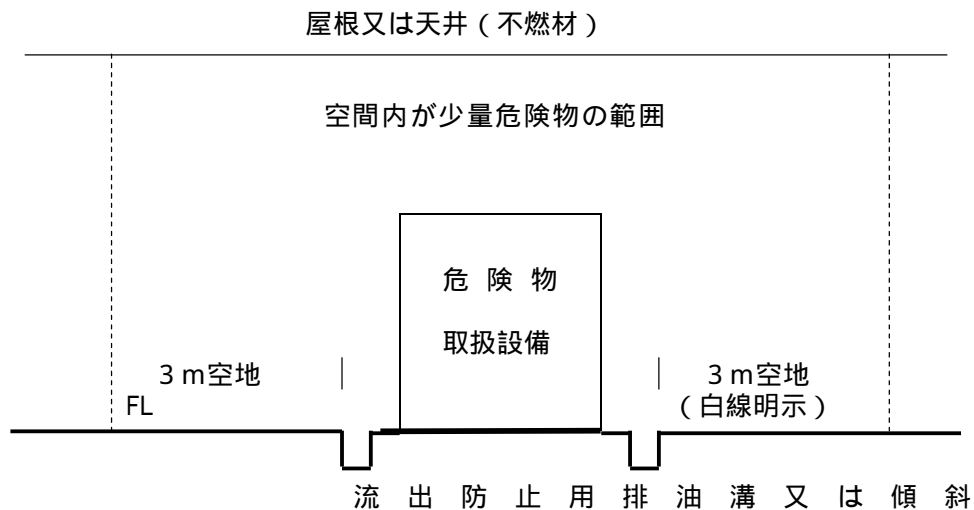
(1) 当該個々の微量危険物の貯蔵取扱場所は、第4に規定する少量危険物の基準を準用すること。準用する場合において、第4の規定中「幅3メートル以上の空地」とあるのは「幅1メートル以上の空地」と、「耐火構造」又は「不燃材料」とあるのは「不燃材料又は準不燃材料」と、「特定防火設備のうち、防火戸とし、随時開けることができる自動閉鎖式」とあるのは「防火設備のうち、防火戸」と読み替えるものとする。

また、第4の規定中「出入口以外の開口部を有しない」及び「開口部のない」とある部分並びに4(7)は準用しない。

(2) 当該建築物の屋内又は屋上に設置するすべての貯蔵取扱場所（第4に規定する少量危険物の貯蔵取扱場所の数量は除く。）における危険物の数量の合計は、指定数量の倍数を1未満とすること。

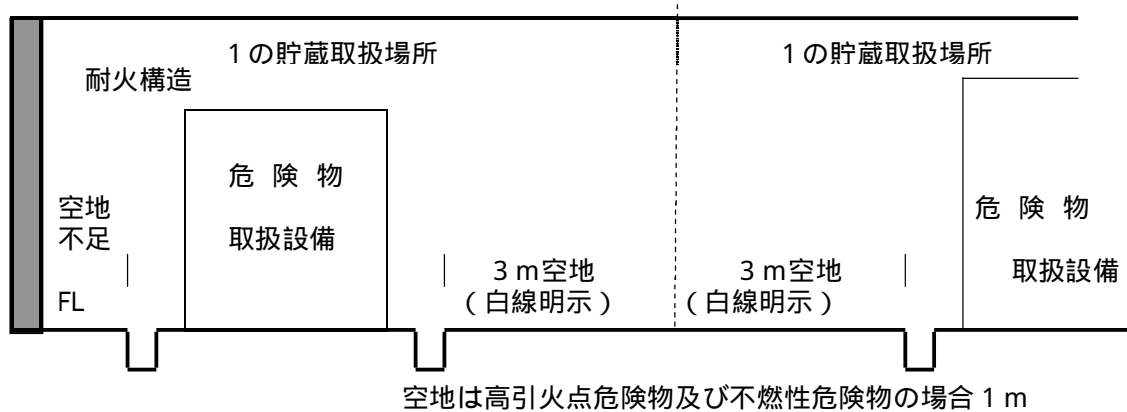
1 屋内空地型

1 - 1 図 標準タイプ

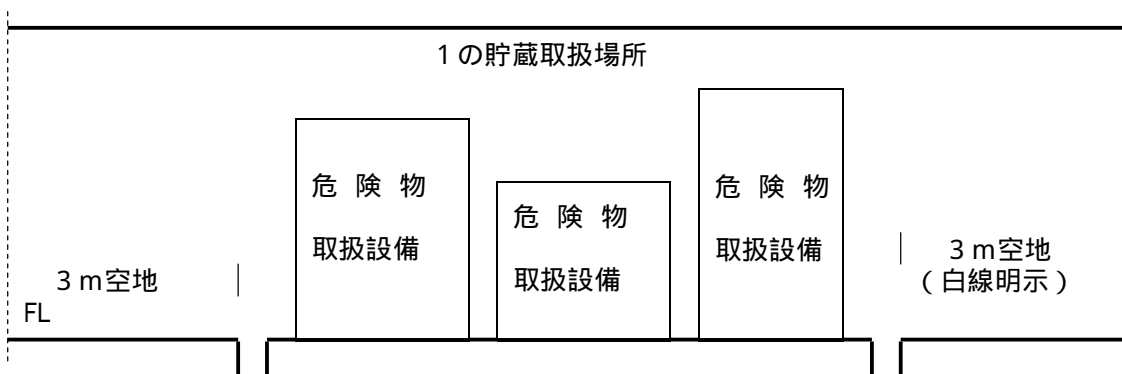


及びためます（収容量50%以上）

1 - 2 図 空地不足タイプ+隣接タイプ

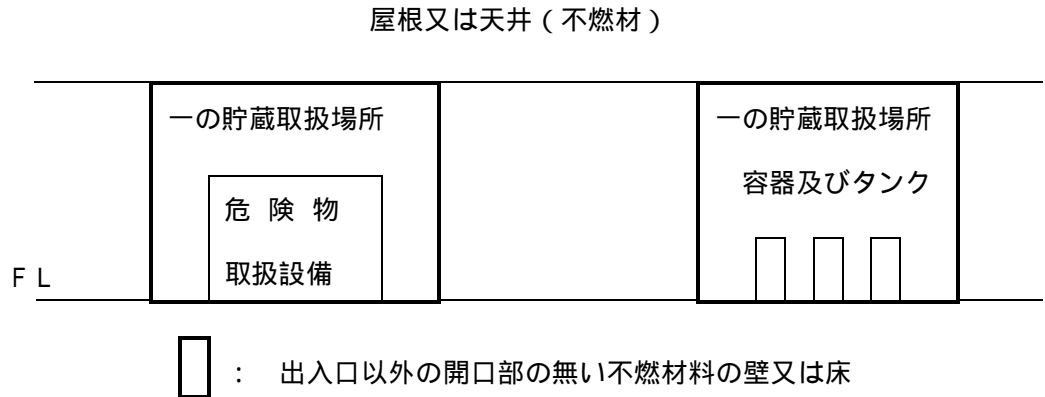


1 - 3 図 設備群タイプ

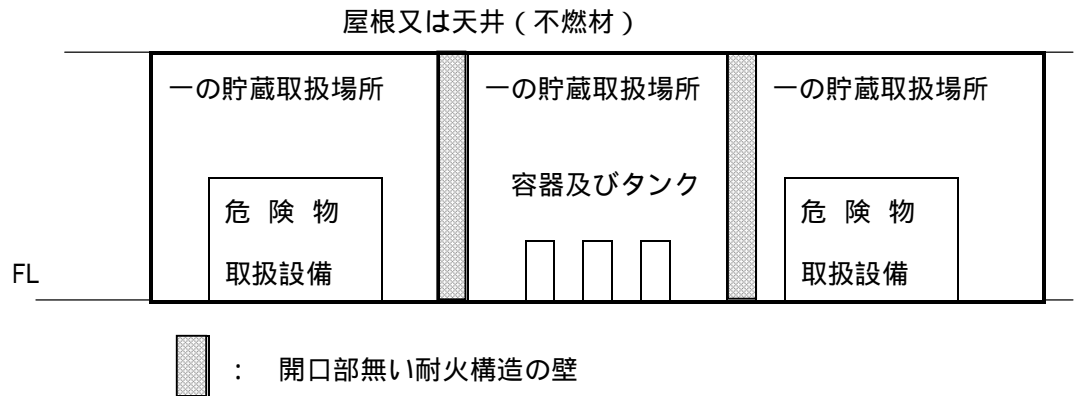


2 不燃区画型

2 - 1 図 標準タイプ



2 - 2 図 隣接タイプ



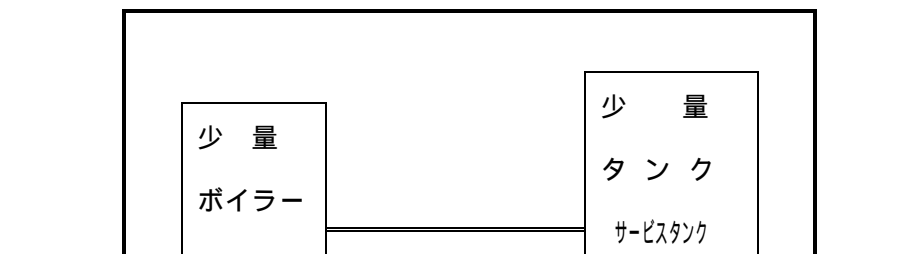
2 - 3 図 隣接タイプ（立体）



3 ボイラー等タンク接続型

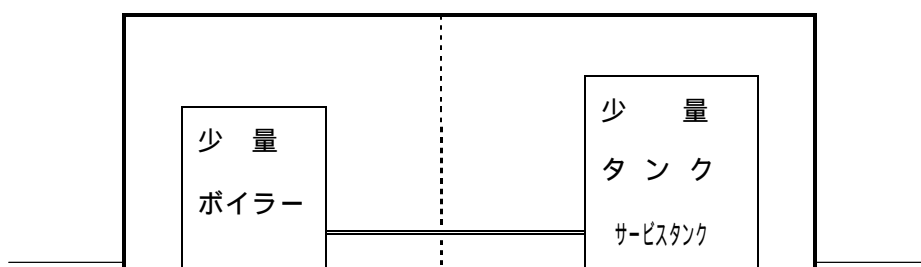
3 - 1 図 一室型

一の貯蔵取扱場所



3 - 2 図 一室型変形

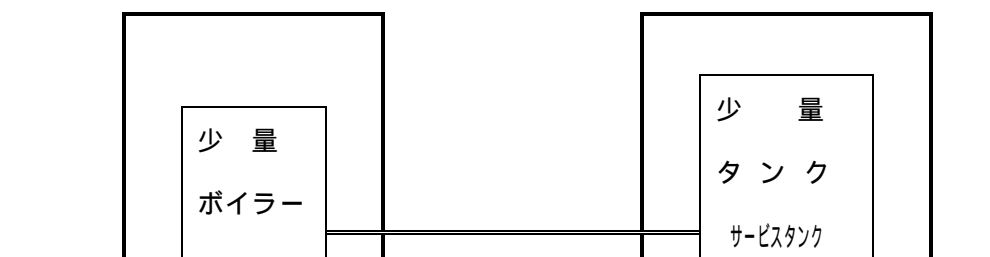
一の貯蔵取扱場所



不燃材料の壁

3 - 3 図 2室型

二つの貯蔵取扱場所



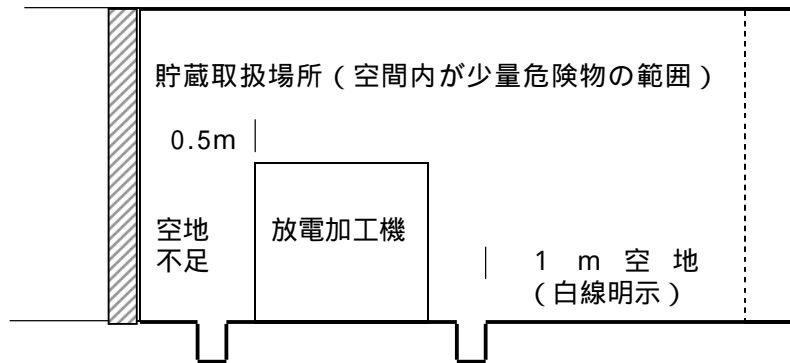
4 放電加工設備

昭和61年1月31日消防危第19号通知を受けて、予防課長通知（S.61.3.19 1 20号）によ

り貯蔵取扱場所の運用を既に示してあるのでこれを本基準に再度吸収する。

本基準の3m空地・不燃区画の貯蔵取扱場所とその整合を図るため、1m空地を適用すること。

4 - 1 図 限定屋内空地型

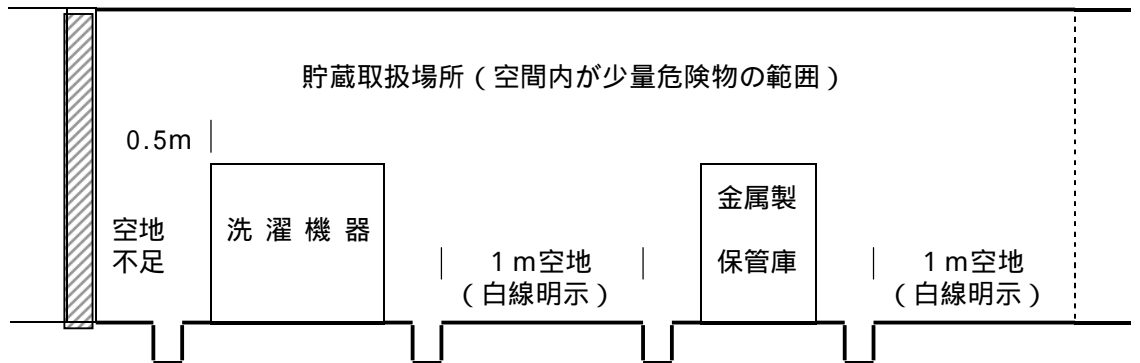


□ : 不燃材料の屋根又は天井及び床

▨ : 不燃材料の壁及び防火戸（空地不足の壁）

5 ドライクリーニング

5 - 1 図 限定屋内空地型



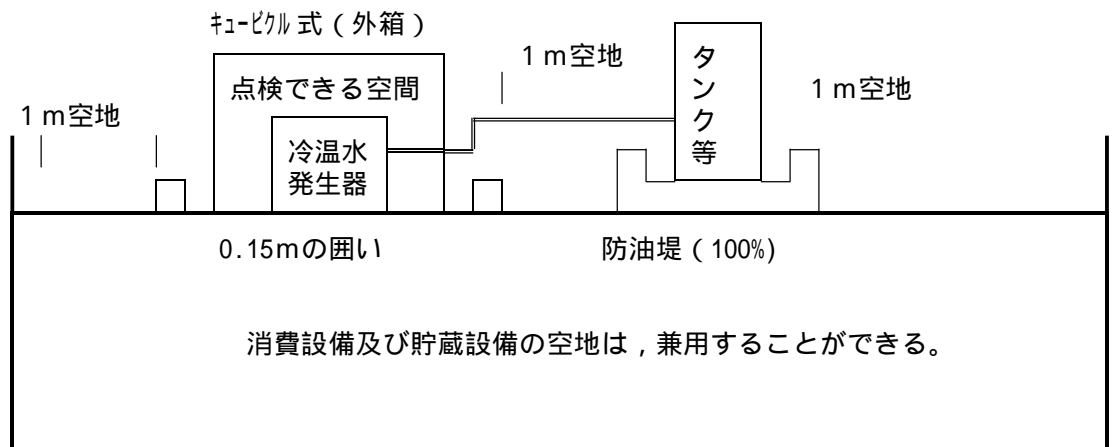
□ : 不燃材料の屋根又は天井及び床

▨ : 不燃材料の壁及び防火戸（空地不足の壁）

6 屋上空地型

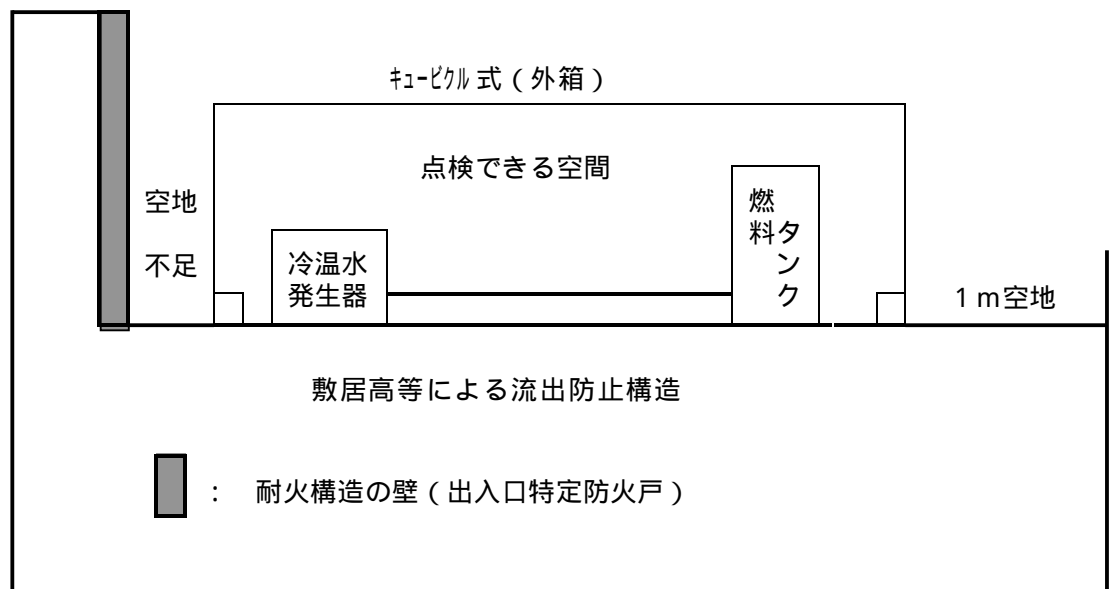
6 - 1 図 屋上空地標準型

一の貯蔵取扱場所



6 - 2 図 屋上空地型(燃料タンク)

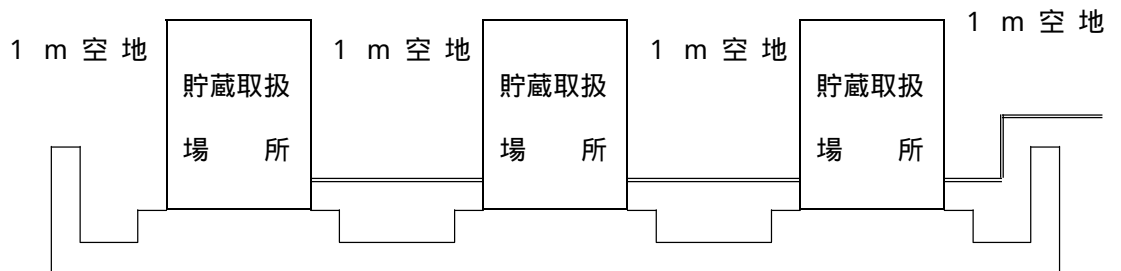
一の貯蔵取扱場所



フ 屋外タンク群

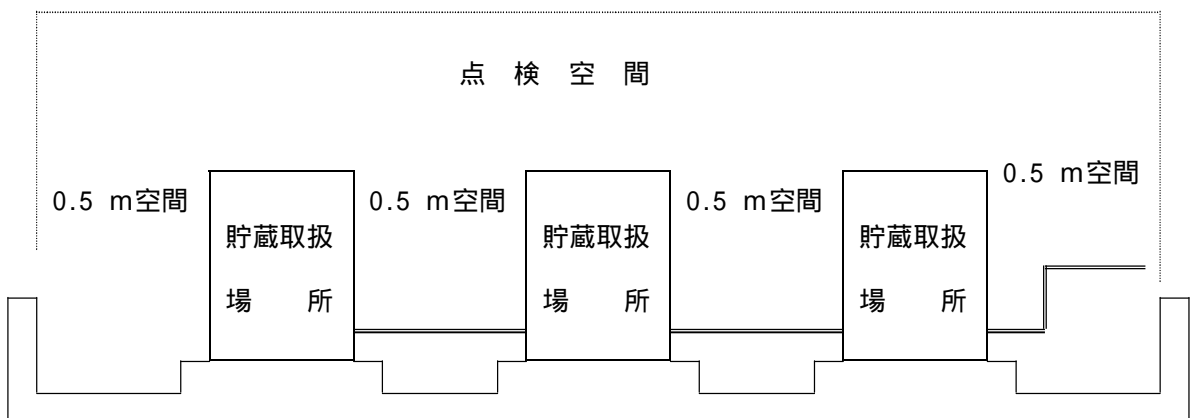
7 - 1 図 空地型

指定数量の2分の1以上の屋外タンク群



7 - 2 図 空間型

指定数量の5分の1以上2分の1未満の屋外タンク群



附 則（平成13年4月4日浜消達第49号）

この基準は、平成13年5月1日から運用する。

附 則（平成14年7月4日浜消達第96号）

この基準は、平成14年8月1日から運用する。

附 則（平成16年3月5日浜消達第20号）

この基準は、平成16年4月1日から運用する。

附 則（平成16年3月5日浜消達第20号）

この基準は、平成17年12月1日から運用する。

附 則（平成17年11月30日浜消達第204号）